

14 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金

対象障害者を多数継続して雇用し、これらの障害者が就労するために必要な事業施設等の整備等を行う事業主に対して助成するものであり、障害者の雇用の促進や雇用の継続を図ることを目的としています。

対象となる措置

本助成金は、下記の「対象となる事業主」に該当する事業主（以下「申請事業主」という）が、次の1の「対象障害者」を多数継続して雇用し、2によって事業施設等を設置・整備した場合に受給することができます。

1 対象障害者

本助成金の「対象障害者」は、次の（1）～（4）のいずれかの者です。

- （1）重度身体障害者
- （2）重度知的障害者
- （3）知的障害者（短時間労働者を除く）
- （4）精神障害者

2 事業施設等の設置・整備

次の（1）～（2）のすべてを満たす事業施設等の設置・整備を行うこと

- （1）対象障害者の安定した雇用を継続することができることと認められる、①作業施設、②管理施設、③福祉施設、④作業施設・管理施設・福祉施設の目的を達成するための設備・備品であること
- （2）設置・整備した事業施設等を対象障害者の雇用継続のために活用すること

注意 次のいずれかに該当する場合は対象となりません。

- 1 設置・整備した事業施設等を事業主自らが所有しない場合
- 2 中古品や自社製品等により事業施設等を設置・整備した場合
- 3 関係会社、関連会社等に事業施設等の工事等を発注した場合
- 4 関係会社、関連会社等から事業施設等を購入した場合
- 5 事業施設等の工事等を申請事業主自ら実施する場合
- 6 対象障害者が所有する事業施設等を購入する場合
- 7 対象障害者が所有する施設等に工事等を行う場合

対象となる事業主

本助成金を受給する事業所の事業主は、次の要件のすべてを満たしていることが必要です。

- 1 対象障害者を1年を超えて10人以上継続して雇用していること
- 2 継続して雇用している労働者数に占める対象障害者の割合が20%以上であること
- 3 不正受給による障害者雇用納付金関係助成金の不支給措置が執られていないこと
- 4 不正受給を行ったことにより返還金が生じている場合、当該返還の履行が終了していること
- 5 重度障害者等の雇用の促進を図るにあたって、他の模範となるモデル性があると認められること
- 6 経営基盤及び雇用条件が著しく良好であること

支給額

- 1 本助成金額は、支給対象費用（※1）に2/3（特例の場合3/4）を乗じた額が支給されます。

※1 対象施設等の種類によって個別に算定されます。詳しくは都道府県支部高齢・障害者業務課（東京支部、大阪支部は高齢・障害者窓口サービス課）にお問い合わせください。

2 ただし、5,000万円（特例の場合1億円）を上限とします。

受給手続

本助成金を受給しようとする申請事業主は、次の1～2の順に受給手続をしてください。

1 受給資格認定申請

定められた期間内（※2）に、「障害者助成金受給資格認定申請書」に必要な書類を添えて（※3）、管轄の都道府県支部高齢・障害者業務課（東京支部、大阪支部は高齢・障害者窓口サービス課）へ提出してください。

※2 別途、期間を指定する場合があります。詳しくは管轄の都道府県支部高齢・障害者業務課（東京支部、大阪支部は高齢・障害者窓口サービス課）にお問い合わせください。

※3 提出書類および手続きの詳細については、都道府県支部高齢・障害者業務課（東京支部、大阪支部は高齢・障害者窓口サービス課）へお問い合わせください。

2 支給請求

1によって受給資格の認定を受けた後、定められた期間内（※2）に、「障害者助成金支給請求書」に必要な書類を添えて（※3）、受給資格認定申請書を提出した都道府県支部高齢・障害者業務課（東京支部、大阪支部は高齢・障害者窓口サービス課）へ提出してください。

利用にあたっての注意点

- 1 本助成金の受給にあたっては、「各雇用関係助成金に共通の要件等」のD, F, Gにご留意ください。
- 2 本助成金を受給するためには、上記以外にも様々な要件を満たす必要がありますので、申請の際には都道府県支部高齢・障害者業務課（東京支部、大阪支部は高齢・障害者窓口サービス課）にお問い合わせください。